

別記様式第1号(第7条関係) (平6公安規25・一部改正、平11公安規7・旧別記様式・一部改正、令元公安規3・一部改正)

(表 面)

		第 号	
写 真		検 査 員 証	
		官 職	
		氏 名	
		年 月 日生	
上記の者は、道路交通法第108条の21第1項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。			
年 月 日			
		国家公安委員会 印	

(裏 面)

道路交通法 (抜粋)	
(報告及び検査)	
第108条の21 国家公安委員会は、分析センターの事業の運営に関し必要があると認めるときは、分析センターに対し、その事業に関し必要な報告をさせ、又は警察庁の職員に分析センターの事業所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。	
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。	
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格B列8番とする。